

令和6年度 第2回 山形県食の安全推進会議

【開催概要】

開催日時 令和6年11月5日（火）14:30～16:30
開催場所 あこや会館 1階ホール
出席委員 岸昌子、今田久美子、佐藤栄子、荒木のぞみ、青柳隆弘、工藤隆弘、長谷川正芳、
佐藤 紀子、中嶋武司、藤科智海、早坂美希、金光秀子
（順不同、敬称略）

【次第】

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 協議
 - (1) やまがた食の安全・安心アクションプラン（第7期）（案）について
 - (2) その他
- 4 閉会

【議事録】

- (1) やまがた食の安全・安心アクションプラン（第7期）（案）について

〔事務局〕

資料「やまがた食の安全・安心アクションプラン改定の方向と展開（案）」に基づき説明。

〔座長〕

質問やご意見等はないか。

〔委員〕

次期プランの計画期間は4年間であるが、人口減少や業態変化等、各分野において急速な変化が進行している。こうした変化に対応するため、次期プランにおいてもその点を考慮した記載が望ましいのではないか。

〔事務局〕

各分野における変化に加え、機能性表示食品に係る健康被害といった緊急性を要する事案も発生している。いただいたご意見を踏まえ、これらの要素をどのように次期プランに反映するか、事務局にて検討する。

〔事務局〕

資料「やまがた食の安全・安心アクションプラン第7期（案）」の第1章に基づき説明。

〔座 長〕

質問やご意見等はないか。

〔委 員〕

基本方針1は「健全な農林水産物の信頼性の確保」となっているが、記載されている3つの項目は、1項目目と2項目目が農産、3項目目が畜産に関するものであり、水産に関する記載がない。水産についての記載も必要ではないか。

〔事務局〕

ご指摘のとおりである。記載内容について検討する。

〔事務局〕

資料「やまがた食の安全・安心アクションプラン第7期（案）」の第2章基本方針1に基づき説明。

〔座 長〕

質問やご意見等はないか。

〔委 員〕

今後の方向性として、国際水準 GAP の認証取得が求められており、令和6年度をもって「やまがた GAP」が終了する予定であると伺っている。現在「やまがた GAP」の第三者認証を取得している生産者は、出荷用の箱等に認証を示すマークを表示しているが、これらは引き続き使用可能であるか。

〔事務局〕

認証制度の終了に伴い、認証マーク等の表示はできなくなるためご留意いただきたい。

〔座 長〕

「やまがた GAP 認証制度」が終了するのはなぜか。

〔事務局〕

国より国際水準 GAP のガイドラインが示され都道府県 GAP はガイドラインまで水準を引き上げるか、もしくは認証制度を終了するよう指導を受けている。「やまがた GAP」はガイドラインに準拠していないため認証制度を終了することとした。国内で複数の水準の GAP が存在すると対外的な説明が難しいという背景がある。

〔委 員〕

今年も高病原性鳥インフルエンザや豚熱が発生している。県内4地区（村山・最上・置賜・庄内）において、県でも対応マニュアル等が整備されているものと思われるが、事案発生時の連絡体制や

行動計画等は関係者に周知されているか。

〔事務局〕

マニュアルについて、県対策本部マニュアル及び県内4地区ごと計5つ整備している。

また、これまで県内で発生した事案を踏まえ、必要に応じ各支部での各セクションの連絡体制や関係機関との連携などの行動計画を策定し、随時見直しを行い共有している。

〔委員〕

「農場HACCPの取得促進および継続指導」に関して、取組目標として設定されている指導農家数が5戸と少数に感じられるが、その理由は何か。

〔事務局〕

農家の実態を踏まえると、今後、農場HACCPを新たに取得する農家は頭打ちになると見込まれる。令和4年度及び令和5年度は実績として10戸以上指導を行ったが、拡大を目指す数値目標ではなく、継続指導も併せ実情に即した形で5戸と設定した。

〔委員〕

昨年度までの実績が10戸以上であるならば、5戸という数値目標はやや消極的に感じる。対象農家が限られており、一度の指導で長期的な品質担保が可能であるため毎年5戸の指導で十分であるといった理由があるのであれば理解できるが、その点についての記載がないため、記載内容含め再度精査すべきではないか。

〔事務局〕

いただいたご意見を踏まえ、記載内容や取組目標について再度検討する。

〔委員〕

「農場HACCP」と「食品製造におけるHACCP」の違いは何か。

〔事務局〕

食品衛生法に基づくHACCPとは、食品製造や販売の際に各工程でどのようなリスクがあるかを分析し、そのリスクに応じた衛生管理を行う仕組みであり、提供する食品の種類や製造方法に応じて異なる対応が求められる。例えば、加熱して提供する食品と生で提供する食品では注目すべきリスクも異なり、それぞれに適した衛生管理が必要となる。

農場HACCPは、食品製造におけるHACCPとは異なるアプローチであり、主に農場の生産工程全体の安全性を確保することを目的としている。具体的には、注射針や動物用医薬品の残留リスクなどの危害要因を管理・点検する生産システムを構築し、それに対する外部監査を定期的に受け必要な改善を図っていく体制を維持する。これにより、品質管理や生産性の向上が図られるため、農場HACCP認証の取得が推奨されている。しかし、認証の取得・更新には一定の費用がかかり、法的な拘束も特段ないため、県内で取得している農家はまだ限られているのが現状である。

〔委員〕

次期プランの策定スケジュールはどのようになっているか。

〔事務局〕

本会議でいただいたご意見を基に案を修正し、別途委員各位に確認をお願いする予定である。その後、パブリックコメントを実施し、令和6年度中に策定する計画である。

[事務局]

資料「やまがた食の安全・安心アクションプラン第7期(案)」の第2章基本方針3以降に基づき説明。

[座長]

質問や意見等はないか。

[委員]

次期プランに、食品衛生指導員による自主活動の支援を盛り込んでいただいたことに感謝申し上げます。指導員の実情として、平成20年度には713名であったが、今年度は600名を下回る見込みである。コロナ禍の影響もあり、ここ数年で相当数が減少しているうえ、後継者不足も深刻であり、5年後にはさらに3割程度の減少が予想される。

このような状況の中でも、私たちは今後も食の安全のために尽力していく所存である。引き続き、職員の安全と、指導員が果たす役割についてご理解を賜れば幸いである。

[委員]

前述の「農場HACCPの取得促進および継続指導」に関連するが、目標は実績以上を目指すべきものであり、その目標に対してどのような施策を講じていくかが重要であると考えます。取組目標が「100%」とパーセンテージで示されている項目もあり、実数としての増減が不明瞭である。

今回の目標がこれまでよりも高くなっているのか、その点について再度確認いただきたい。

[事務局]

職員の人的資源には限りがあり、また施策の性質上、数値の単純な増加が難しい項目もある。いただいたご意見を踏まえ、取組目標について再度検討する。

[委員]

「資源環境型農業の推進による園芸作物ブランドの産地の育成」について、取組内容が最上地域のみの記載となっているが、他の地域では取り組まないということか。

[事務局]

耕畜連携については全県的に進めており、他の地域でも取り組んでいる。現行計画でも最上のみの記載となっているため、その経緯について確認し、記載内容を再検討する。

[座長]

議題は以上であるが、本会議でのご意見を基に案を修正し、メールや郵送等で委員各位が最終確認をすることとする。

(2) その他

[事務局]

書面で開催した「第1回 山形県食の安全推進会議」の資料において、一部数値の誤りがあった。
訂正した資料は、本会議の最終確認資料と併せて送付する。

[座 長]

以上をもって本日の会議を終了させていただく。